

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十月六日

広島県人事委員会

委員長 加 藤

誠

広島県人事委員会規則第十八号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成四年広島県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第三条」の下に、「第三条の二」を加え、同条第一号ロ中「次条第二号において」を「以下」に改め、「という。」の下に「（第三条の二の規定に該当する場合にあっては、二歳に達する日）」を加える。

第三条第一号中「この条」の下に「及び次条」を加え、同条第二号ロ(1)中「家庭的保育事業等による保育」の下に「（以下「保育所等における保育」という。）」を加え、同号ロ(2)中「この項」の下に「及び次条」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（条例第二条の四の人事委員会規則で定める場合）

第三条の二 条例第二条の四の人事委員会規則で定める場合は、一歳六か月から二歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日（当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

一 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳六か月到達日において地方等育児休業をしている場合

二 当該子の一歳六か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として次のいずれかに該当する場合

イ 当該子について、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の一歳六か月到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

ロ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者であつて当該子の一歳六か月到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であつたものが前条第二号ロ(2)から(四)までに規定するいずれかに該当した場合

第四条（見出しを含む。）中「第二条の四」を「第二条の五」に改める。

第五条第一号中「該当すること」の下に「又は第三条の二の規定に該当すること」を加える。

第六条第一項中「掲げる場合」の下に「又は第三条の二の規定に該当する場合」を加える。

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。